

新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん期間の終了について

令和2年3月から実施している新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん（以下「特別融資あっせん」といいます。）について、現在のあっせん期間である7月31日で終了し、8月以降は既存の低利な制度融資の周知を図り、事業者の資金繰り要望に対応していきます。

また、中小企業診断士によるセーフティネット保証認定やコールセンターによる案内等を令和6年3月31日まで実施することとし、引き続き円滑な支援体制を確保します。

1 これまでの経過

区は、新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している区内中小企業者の資金繰りを支援するため、国、東京都に先駆け、令和2年3月4日から区独自の特別融資あっせんを開始しました。現在、札の辻スクエア内の産業振興課窓口において、特別融資あっせんの郵送受付や中小企業診断士によるセーフティネット保証認定、コールセンターによる案内などを総合的に行っています。

特別融資あっせんの開始当初は、受付期間を令和2年5月29日までとしていましたが、感染拡大の影響の長期化や物価高騰等による区内中小企業の景況や、国のセーフティネット保証制度（4号）の指定期間の延長などを踏まえ、受付期間を段階的に延長し、現在は令和5年7月31日までとしています。

2 特別融資あっせん期間の終了について

新型コロナウイルス感染症の感染症法における分類が、5月8日に2類相当から5類に変更となったほか、区の商工相談においては、ポストコロナを見据えた新たな事業展開のための資金調達に関する相談が多数を占めるようになるなど、今後、社会経済状況がコロナ禍以前に戻っていくことが見込まれます。

こうした状況に加え、特別融資あっせんの申請件数が5月は30件を下回るなど、減少傾向にあることから、コロナ禍における緊急的な資金繰り支援策として開始した無利子の特別融資あっせんについては、7月末で終了します。

3 特別融資あっせん終了後（8月以降）の支援策について

特別融資あっせんの終了後、物価高騰等の影響を受けている事業者等については、既存の低利な制度融資の周知を図り、引き続き資金繰りを支援していきます。

【緊急支援融資】

- ・上限2,000万円、事業者負担金利0.1%
- ・セーフティネット保証4号または5号の認定が必要

(例) 借入額 2,000 万円、返済期間 7 年 (据置無し) の場合

→ 7 年間の事業者の利子負担総額は約 70,000 円

【経営改善融資】

・ 上限 1,000 万円、事業者負担金利 0.3%

(セーフティネット保証 4 号が付いた場合は 0.1%)

・ 直近 3 か月の売上高が、前年または 2 年前の同期に比べ 5 % 以上減であること

・ 商工相談員との面談による経営改善計画書の作成が必要

(例) 借入額 1,000 万円、返済期間 5 年 (据置無し)、セーフティネット保証 4 号付

の場合 → 5 年間の事業者の利子負担総額は約 25,000 円

4 セーフティネット保証 4 号に関する国の状況と今後の支援体制の確保について

新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証 4 号は、令和 2 年 3 月 2 日から 6 月 1 日までを指定期間とし、国より発動されましたが、感染症の収束が見られないことから、概ね 3 か月ごとに指定期間を延長しており、現在は令和 5 年 9 月 30 日までとなっています。

また、国は、コロナ禍で事業者の資金繰りを支援するため国が実施していた実質無利子・無担保の融資 (通称：ゼロゼロ融資) の返済開始時期が、令和 5 年 7 月から令和 6 年 4 月に集中することを踏まえ、いまだ売上の回復に至らず借入れの返済が困難な事業者への支援として、令和 5 年 1 月 10 日から、借り換え等に対応する「コロナ借換保証」を開始しました。

セーフティネット保証 4 号の取得は、コロナ借換保証の申込要件の一つになっていることから、10 月以降も指定期間の延長が見込まれます。

今後も事業者からの問合せへの対応や月平均 100 件を超える認定業務を円滑に行うため、現在は令和 5 年 11 月末まで予定しているコールセンターによる電話対応やセーフティネット保証認定等業務委託について、令和 6 年 3 月末まで延長し、引き続き認定等の需要に迅速に対応していきます。

5 スケジュール

令和 5 年 7 月 金融機関・事業者等への周知

新型コロナウイルス感染症対策特別融資あっせん等について

1 制度概要

- ・制度開始時期 令和2年3月4日
- ・あっせん金額 500万円以内
- ・利率 無利子（区が利子の全額を負担 区負担率1.85%）
- ・貸付期間 7年以内（据置1年を含む）
- ・信用保証料 区が全額補助
- ・対象条件 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月間の売上高が前年同月比で10%以上減少していること。
- ・申請方法 郵送

2 あっせん件数等実績

累計： 8,698件／415億749万円

	あっせん件数	あっせん金額（万円）
令和元年度（令和2年3月）	787	384,590
令和2年度	6,209	3,011,817
令和3年度	931	424,714
令和4年度	650	277,326
令和5年度（6月まで）	121	52,302

3 受付体制について（業務委託）

（1）コールセンター等業務

●業務内容

- ・特別融資あっせん申請の郵送受付（書類確認）
- ・セーフティネット保証4号認定申請の郵送受付（書類確認）
- ・電話対応

●ポスト数

- ・4ポスト ※ピーク時（令和2年4月～）は23ポスト

（2）セーフティネット保証認定等業務

●業務内容

- ・特別融資あっせん審査
- ・セーフティネット保証4号認定審査
- ・緊急支援融資あっせん審査

●ポスト数

- ・2ポスト ※ピーク時（令和2年4月～）は14ポスト

【参考】 融資あっせん及びセーフティネット保証制度認定件数（令和5年6月30日現在）

（単位：件）

	特別融資あっせん	緊急支援融資あっせん	セーフティネット 4号認定	セーフティネット 5号認定
2020年3月	787	202	89	1
2020年4月	1,750	779	1,671	44
2020年5月	1,612	687	2,817	69
2020年6月	1,336	556	2,348	125
2020年7月	351	188	745	69
2020年8月	302	137	624	45
2020年9月	144	74	409	36
2020年10月	125	66	462	36
2020年11月	97	63	410	46
2020年12月	113	58	424	41
2021年1月	80	61	337	31
2021年2月	114	83	453	38
2021年3月	185	104	908	109
2021年4月	94	93	298	33
2021年5月	84	81	234	24
2021年6月	116	97	237	25
2021年7月	66	72	185	23
2021年8月	75	69	205	13
2021年9月	65	71	188	13
2021年10月	75	70	177	24
2021年11月	81	82	206	18
2021年12月	70	61	166	19
2022年1月	48	57	148	13
2022年2月	70	68	213	15
2022年3月	87	67	235	18
2022年4月	51	50	133	10
2022年5月	59	50	146	15
2022年6月	81	83	182	14
2022年7月	56	57	150	14
2022年8月	49	61	179	12
2022年9月	57	52	165	10
2022年10月	69	58	165	6
2022年11月	60	67	170	9
2022年12月	40	39	148	4
2023年1月	45	45	113	4
2023年2月	34	36	154	12
2023年3月	49	48	207	25
2023年4月	47	43	125	6
2023年5月	28	34	107	10
2023年6月	46	51	150	6
合計	8,698	4,720	16,483	1,085
以下、今後の見込み件数				
2023年7月	40	40	120	15
2023年8月	0	40	120	15
2023年9月	0	40	120	15
2023年10月	0	40	120	15
2023年11月	0	40	120	15
2023年12月	0	40	120	15
2024年1月	0	40	120	15
2024年2月	0	40	120	15
2024年3月	0	40	120	15

